

別表六の二(二十五)

「41」、「45」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(二十五) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 事 業 年 度		法人名		()	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)					
各	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(46) \times \frac{(1)}{(36)}$	25
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(37) \times \frac{(1)}{(33)}$	2		個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	26
情 報 技 術 結 事	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち事業適応設備に係る額の合計額)	6	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の①)	37
	同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 関 する 情 報 技 術 事 業 適 応 の 用 に 係 る 額				
結 事	税 額 控 除 限 $((3) - (4)) \times \frac{3}{100} + (4) \times \frac{1}{100}$	7	円	当 期 税 額 控 除 額 $(29) - (30)$	31
	調 整 前 連 結 税 額 $(38) \times \frac{(1)}{(34)}$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	11	円	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (事業適応繰延資産の支出適用連結法人の(1)の合計)	35
	支 出 し た 金 額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち事業適応設備に係る額の合計額)				
お 適 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	同 上 の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 関 する 情 報 技 術 事 業 適 応 の 用 に 係 る ソ フ ト ウ ェ ア 費 用 の 額	12	円	事 業 適 応 繰 延 資 産 に 係 る 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (事業適応繰延資産の支出適用連結法人の(1)の合計)	36
	繰 延 資 産 利 益 額 $(12) - (13)$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$	16	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の②)	40
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (16) 又は ((16) - (9))	17	円	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(39) - (40)$	41
	法 人 税 額 基 準 額 ((15) と (17) の うち 少 ない 金 額)				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14) と (18) の うち 少 ない 金 額)	18	円	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (38) 又は ((38) - (39))	42
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$	19	円	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(19)の合計)	43
	当 期 税 額 控 除 額 $(19) - (20)$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	当 期 税 額 控 除 額 $(19) - (20)$	20	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の③)	44
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	21	円	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(43) - (44)$	45
	同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 への 負 荷 低 減 に 係 る 額				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	22	円	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (38)、((38) - (39)) 又は ((42) - (43))	46
	同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 への 負 荷 低 減 に 係 る 額				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	23	円	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(29)の合計)	47
	同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 への 負 荷 低 減 に 係 る 額				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 への 負 荷 低 減 に 係 る 額	24	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の④)	48
	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	25	円	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 $(47) - (48)$	49
	同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 への 負 荷 低 減 に 係 る 額				
に 事 業 適 用 法 人 税 額 基 準 額 延 額 資 産 計 算	同 上 の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 への 負 荷 低 減 に 係 る 額	26	円	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(41) + (45) + (49)$	50
	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$				

「41」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（情報技術事業適応設備の取得等をした場合）を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第4項」
 ② 「区分番号」欄：「10650」
 ③ 「適用額」欄：「41」欄の金額

「49」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（生産工程効率化等設備等の取得等をした場合）を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第6項」
 ② 「区分番号」欄：「10652」
 ③ 「適用額」欄：「49」欄の金額

「45」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第5項」
 ② 「区分番号」欄：「10651」
 ③ 「適用額」欄：「45」欄の金額